

平成25年度第2回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成25年8月1日（火）午後6時30分～午後8時40分

2 場 所 こどもみらい館 第1研修室

3 出席委員 （五十音順、敬称略）

植村，大山，岡田，岡野，小倉，小塩，小町，高林，竹本，富樫，中川，長屋，西脇，
藤田，水野，宮本，森，山内，山本，吉原

4 次 第

委嘱及び委員紹介，京都市副市長挨拶，事務局紹介，会長の互選

(1) 平成25年度の審議事項及びスケジュールについて

(2) 「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の見直しについて

(3) 平成25年度「実践推進者表彰」の実施について

(4) その他

5 会議録

委員紹介

資料1「委員一覧」の順に，各委員を紹介

委嘱状公布

市民公募委員が代表受領。その他委員には，当日資料と合わせて席上に配布

京都市副市長あいさつ

憲章の実践の推進に日頃から活動いただいている皆様や各団体のリーダーの皆様に御参画いただき，この推進協議会が開催できることを心強く思っている。私自身，教育委員会生涯学習部長として，この憲章の制定にプロジェクトチームサブリーダーという立場で深く関わらせていただいた。本日も御臨席の西脇委員，水野委員をはじめ多くの皆様と一緒に熱い議論を交わし，生みの苦しみを味わいながら，この憲章を制定できた喜びを昨日のここのように覚えている。全国に例のない憲章で，行政が一方的に作ったものではなく，多くの市民が知恵と情熱を結集して出来上がった，大人自らの行動規範を示した憲章である。言い換えると，昨今，巷で広がっている，自分のことは棚に上げて，やれ行政の責任だ，やれ誰々の責任だということで事を済ませてしまう風潮とは大きく次元を超えて，子どものために立ち上がろう，一肌脱ごうという思いで，市民の方に自らの課題として呼びかけた，一種の檄文ではなかろうかと思っている。特に，子どもをどう育てていくのか以前に，子どもが育つ環境を大人の責任でどう作っていくのか，子どもの育みを妨げることだけはしてはならない，そうした決意を文章に示したものであるし，まず子どものためにプラスなのかどうなのかを考えていく，そうしたことを高く掲げた憲章であろうと考えている。条例についても，その憲章の理念をより具体的，効力のあるものとしていくために，3年前に定められたものと理解している。

私はこの4月から副市長として教育福祉分野等を担当しているが，この3月まで右京区長を務めていた。右京区においても，地域の皆様が「子どもたちのために何をすべきか」ということを考え，熱心に献身的に取り組を進められていた。しかし残念ながら，右京区長の3年間，子どもを共に育む京都

市民憲章という言葉が、地域の皆様の中で話題になることは非常に少なかった。皆様のしておられることは、憲章の実践そのものなのだが、憲章を御存じない方が多いのか、子どもを共に育む京都市民憲章が活動の柱なのだという意識を共有させていただく機会は少なかった。

「乾杯条例（清酒の普及促進に関する条例）」を御存じだろうか。昨年１２月に議会で成立し、瞬く間に広がった。同じ条例でも、子どもを共に育む京都市民憲章は条例制定前後で何が変わったのかと考えると少し寂しい。この乾杯条例も「清酒で乾杯さえすれば良い」というものではない。清酒の普及促進に関する条例の精神というのは、日本産の食材や、食文化、和の文化、伝統工芸の食器等々、全て含めて、日本の文化を大切にし、私たちのライフスタイルを見直しましょうというものである。乾杯条例は一つのお手本ではあるが、そのお手本だけを見習うのではなく、この憲章の推進条例をどう具体化していけばよいのかということを皆様と一緒に考えさせていただきたい。

本年は条例施行後３年で条例の見直しの時期となっている。十分練られた条例であるので、条例を変えなければならないとか、条例を改正することを目的にするのでなくとも良いと思う。むしろ課題になるのは、憲章の制定、条例化をしっかりと振り返って、現在子どもが置かれている状況、子どもの育みの阻害要因となっている様々な課題を大人の責任でどう除去していくのかということ、しっかりと行動の指針として示していく。そしてそのために、条例改正が必要であれば、もっと踏み込んだ条例にする、あるいは補うべきところを補っていく、そうしたことを議論していただきたい。議会との関係で日程的な制約があるが、まずはしっかり議論していただいて、何よりもその議論の内容を推進協議会のメンバーの皆様だけでなく、より多くの市民の皆様、皆様が代表等を務める団体の一人一人の構成員の皆様とも共有していける、そうした機会にしていいただきたい。

「日本に京都があって良かった」と言われる京都にするためには、京都の伝統文化や歴史遺産も大切だが、京都に住んでいる人が素晴らしいと思ってもらえる社会をつくることである。そのためには、「京都は、子どもの育みを何より大切にしている、だから京都はあんなに素晴らしいのだ」ということを共通の理念にしていく、その大きなきっかけが子どもを共に育む京都市民憲章であり、実践の推進に関する条例であると考えている。

私もできる限りこの推進協議会に出席させていただきたい。本市では、子育て支援政策監を中心に、局・区を挙げて取組を進めているが、門川市長ともども私もバックアップして、オール京都市で皆様と一緒に取組を進めていく。

事務局紹介

会長の互選等

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則第１条第２項の規定に基づき、委員の互選により長屋委員が会長に選任された。また、同規定に基づき、長屋会長が、中川委員を副会長に指名した。

(1) 平成２５年度の審議事項及びスケジュールについて

事務局

（資料３－１～資料３－４に沿って、憲章及び条例の概要、制定経過を説明）

（資料１に沿って、平成２５年度審議事項及びスケジュールを説明）

条例の見直しについては、昨年度から緊急課題等について御議論いただいていたところであるが、今年度は施行後３年を一つの区切りとして、憲章の普及の状況や、憲章に基づいた子どもを共に育む社会づくりに向けて何が必要かということ、改めて議論していただきたい。その中で必要であれば条例の改正や、施策、執行体制について御議論が及ぶと思うが、年内に取りまとめをお願いしたい。副市長の挨拶にもあったが、推進協議会の議論と並行して、広く市民に意見をいただくため、各団体で議論する場を設けていただいたり、市民公聴会や市民フォーラムの開催等を実施し、秋までには一定検討を進めていきたい。

会長

今年度は、限られた時間に、大変重大な課題について検討していかなければならない。皆様の御意見はいかがか。

委員

スケジュールの中で、どれだけの市民意見を聞けるのか、また、市民の意見をどのように活かしていくのか、今一つ見えない。市民意見を聞くというのは聞こえが良いが、我々がどのように集約していくのが難しい。

会長

御意見は多様なものが出てくると思う。出てきた御意見について、推進協議会で議論のうえ、最終的に集約していくことになると思う。

委員

資料２のスケジュール案が２枚にわたっているが、合わせて見るということで良いか。

条例の中に「緊急の方策」という規定があるが、ずっと「緊急」と言っていることに、違和感を持っている。今後、そうした点も議論できればと思う。

事務局

資料２については、条例の見直しのための取組事項が多岐にわたっており、詳細に示すために別紙として示させていただいている。

委員

改めてお聞きしたいが、この条例の法的意義は。すなわちどういう性質の条例か。この条例には、理念的な規定も詳細な規定もある。京都市だけが上からやっていくのはいけない、基本に民主主義があり、市民全体が加わって取り組んでいかなければならないということだと思うが、条例を制定している意味はどういうものか。市民に何を求めている条例なのか。

事務局

一般的に条例は各自治体において議会の議決を経て制定するものであるため、自治体内においては、法律と同じ効力を持っている。子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例につ

いても、罰則等の強制力はないが、ほとんどの条文で努力義務を課している。例えば第3条では、「保護者は、憲章にのっとり、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかかつ心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努めなければならない」と、保護者に努力義務を課している。一方、第7条では、「本市は、憲章にのっとり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備を推進しなければならない」と、本市には、努力義務ではなく義務を課している。刑法などのように、公権力による強制力を課すものではないが、議会の議決を経て、市民の皆様の英知を集めた条例であり、罰則はないが、一定の義務規定を置いており、市民に御努力いただくための条例であると理解している。

委員

憲章の理念を、本日お集まりの各団体の代表者等から、下流の方へ広めていかなければならないということの良いか。

委員

京都「おやじの会」連絡会では、本年度、京都市PTA連絡協議会と連名で、夏の活動に当たって、保護者に対して規律ある行動を求める文書を出した。その際、この憲章も掲載したところ、保護者の方から、「この憲章は何か」という問い合わせがあり、まだまだ憲章が広がっていないことを感じた。条例の見直しということもあるが、それよりまず憲章を知っていただくことが重要だと思う。

京都「おやじの会」連絡会は今年10周年を迎える。毎月16日を「早く帰ろうデー」というキャンペーンを行い、年に一回街頭啓発も行っているが、会のことも取組のことも知らない方がまだ多い。こうした取組とも合わせて、憲章の普及啓発について市民に啓発していくことが大切だと思うので、こうしたキャンペーンについても考えていただければと思う。

委員

私も、憲章を市民に知っていただくことは大切だと思う。

私たち保護者にとって、この憲章は良い道しるべである。「条例に規定があるから、こうしてください」という捉え方ではなく、「子どもたちのために何をしたらよいかわからない」など困ったときの道しるべとしての役割があり、こうしたことを条例化していただいたのはありがたいと思う。また、文章として読むだけでなく、内容について伝えていくことが重要だと考えている。周りでは広がっているが、京都市全体としてはどうかというのは課題である。しかし、憲章は大事なものと痛感している。

(2) 「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の見直しについて

事務局

(資料4-1～資料4-3、資料5-1～資料5-3に沿って説明)

会長

御意見等があれば、お願いしたい。

委員

人づくり21世紀委員会の企画推進部会で、提言の取りまとめ役をさせていただいた。人づくり21世紀委員会では、5回の企画推進部会、100以上の団体で構成される幹事会における10人程度のグループに分かれたディスカッション等を行い、そうした過程を経て、この提言を取りまとめ、6月に市長に提出した。

こうした取組を進めてきた者として、憲章の認知度に関するアンケート結果を見ると、保護者ですらこの数字、ましてや一般の方、子育て中でない方はこの憲章にどれだけの関心を寄せているか、我々が議論していることがどこまで市民に広がっているのかと、愕然となる。もっと憲章の認知度を挙げていかないと、憲章が浸透しないままになってしまうのではないかと危機感を抱いている。アンケート結果でも、平成20年度と平成24年度で認知度は伸び悩んでいる。こうした状況を劇的に改善するにはどうすればいいかという議論が、推進協議会で必要だと思う。

先ほど、乾杯条例の話もあったが、昔「15の春は泣かせない」というフレーズがあった。もっと「チルドレン・ファースト」、「子どもたちのために」というアクティブな、動きのある取組が求められていると、提言を取りまとめる中で感じている。今年度は、憲章がどうしてもっと浸透するか、認知度が上がるか、例えばマーケティングの専門家や広告代理店の人にレクチャーしてもらおうなど、頭を柔軟にして考えていかないと、行き詰まりそうな気がする。

委員

憲章は読むものではなく、唱えるものではないか。文章を見るのではなく声に出して言う。テレビは使いにくいかもしれないが、ラジオを活用する、各地区の集まりで憲章を唱えてから会議を始めってもらうなど、唱えることが大切だと思う。

委員

私もその意見に賛成である。この推進協議会でも、憲章が掲げられていないのを不思議に感じた。憲章を読み上げてから会議を始めてもよいのではないか。青年会議所でも会議や例会の前に綱領を唱えるし、少年補導でも始めに歌を歌って、意識を高める。例えば、PTAの研修会で憲章の文言を唱えるなど、言葉に出していかないと周知が進まないのではないかと思った。

委員

私もどのようにすれば憲章が普及するのかと言う点については苦慮している。保育園で、ほっこり子育て広場を開催しているが、それと憲章がつながっているという意識はあまり浸透していない。また、保育園からメッセージを伝えるときに、文書で配っても、若い保護者の方にはなかなか読んでいただけない。例えば、映像など文章でない手法で伝えなければならないという現状がある。憲章そのものは非常に大切なことが書いてあるが、それをどう理解していただくかということになると、言葉を柔らかく伝える方法はないか、憲章はそのままにして、その内容を若い保護者や中学生・高校生にもわかるようにしていく工夫が必要ではないかと思う。若い保護者を見ると、このままでは言葉が上滑りしてしまっ、中身そのものが伝わらないと思う。

委員

広報先や周知先はこれまでどういったところを対象にしてきたのか、気になった。子どもがいない世代、例えば大学生がこの憲章や条例を見たときに、自分たちにどれだけ関係があると受け止めるか、関連性が見えにくい文章になっていると感じた。条例の定義に、子どもや保護者、育ち学ぶ施設の規定はあるが、自分に子どもはいないが住んでいる地域に子どもはいるという世代に対して、どのように表現できるのか、訴えていけばよいかと考えている。私自身は、稲荷の家ほっこり（つどいの広場）でノーバディーズ・パーフェクト・プログラムに参加し、今の子育て世代はこうしたことが大変なのかということを、身を持って感じた。そうした経験から、例えば、子どものいない世代が行く施設やボランティア先などでも、憲章や条例に親しみを持ってもらえるような呼びかけなどが必要ではないか感じた。

委員

私も憲章が広がらないことをずっと悩んでいる。憲章の制定時は、みんなで考えみんながつくったものだったが、時が経ち、だんだん他人事のようになり、なんとなく上滑りしているようになってるのが今日ではないか。一番身近なのはやはりPTA。PTAならお金を掛けずに広げていただけたらと思う。人づくり21世紀委員会も参加団体がどんどん増えているが、それでかえって憲章がだんだん他人事のようになっているのではないか。もう一度、この憲章は市民が作ったものであるということを認識していただければ、変わってくるのではないかと思う。

委員

私は、2年前、小学校PTA連絡協議会の会長を務めていたとき、「子どもを共に育む京都市民憲章はなかなかわからないが、覚えるなら1つ目の『子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります』を、まず覚えましょう」と2年間言ってきた。今の保護者は忙しくPTA活動も大変だが、PTA活動において、この1つ目の項目に当たる、子どもの安心安全、見守り、声掛けパトロールが一番大切なことで、「今日はこの一文を読んでみましょう」ということを呼び掛けてきた。アンケート結果で、憲章の認知度は低いが、憲章において大切にしたい項目のうち、この1つ目の項目が80%強となっており、少しは貢献できているのかなと思うとともに、そうした地道な活動が大切だと思う。

日常生活に憲章の実践を当てはめるのはなかなか難しいことではあるが、「憲章の項目を各年度のPTA活動に当てはめてください」という発信もしてきた。そうすると、環境問題や親子で共に学ぶ取組など、行動理念に当てはまるものと足りないものが見えてくる。そして、足りない項目をその年度のPTA活動に加えていただければ、憲章の実践につながる活動をPTA活動に取り込んでいただける、と呼びかけてきた。まだまだ憲章の普及は必要だが、現場ではそうした取組をしている。

委員

条例を見直す前に必要なことは、これまでも振り返るということ。懇話会が発足したのが平成18年で、あれから7年が経過している。今一度、組織的に全体を振り返ることが必要である。5月の推進協議会において、条例の検証について、自己点検、実態把握について提案させていた

だいた。改めていかがか。

委員

0歳を中心とする未就学児とその保護者を対象に活動している。その中で、若い保護者は非常に忙しいので、文章を読んでもらうのはハードルが高いと感じている。若い保護者への伝え方は紙ベース以外でしていくとか、また例えば学校からも大量に書類が来るので紛れてしまって保護者が読まないとか、子ども任せになり子どもが書類を出さなければ、保護者に届かず終わってしまうこともある。

先ほど、憲章について周りでは広がっているという御意見もあったが、一部では広がっているが、広がっていないところがあると思う。周知が進んでいない学校、学区、地域も浮かんでいるのではないかな。なぜそこで広がっていない原因を探っていかなければならない。どこかで情報が止まっているとか、PTA本部では活動しているが現場まで伝わっていないなど、広がっていない要因があると思う。このまま同じように周知をしていっても広がらないままになってしまう。どこにどう伝えるかということを考えていければと思う。

委員

児童虐待対策については、最近、保健センターと民生児童委員が一緒に新生児宅を訪問する活動が始まるなど、動きも出ている。

憲章の周知を進めるためには、憲章の文章はそのまま置いておいて、文頭に「子どもの命を大切に」など、もっと単純明快なキャッチコピーや頭に入ってくる言葉を言っていかなければならないと思う。

委員

私は、平成23年度に子どもを共に育む京都市民憲章実践推進者表彰を受賞した、人形劇サークルで活動している。受賞した際、周りの方から、「長い名前の表彰だが何が評価されたのか」と聞かれ、憲章が掲載された副賞のトラフィカ京カードを示して説明した。先ほど、各委員からも御意見があったように、憲章は固くて長い言葉で、何を伝えたいのか伝わりにくい部分もあると思う。そうした中で、人づくり21世紀委員会の提言の『愛称設定』などにより多くの人に憲章を知っていただけるよう認知度を高める取組」という項目があり、まさに、私の考えと同じだと思った。先ほど、話題になっていた「15の春は泣かせない」という言葉が頭に残るのも、わかりやすいキャッチコピーのおかげだと思う。

委員

私は子どもの頃、学校かどこかで、京都市民憲章を歌で覚えた。今でも「美しいまちをきずきましょう」「旅行者を温かくむかえましょう」というフレーズを覚えている。子どもの頃なので、意味はちゃんとわからずに歌っていたが、体が覚えている感じである。昨今、印刷物やポスターはあふれており、そうした中で文字ばかりに頼っているのでは限界があるので、違う角度からのPRも必要ではないかと思う。

また、確認させていただきたい点として、条例でいう児童虐待は家庭内の子どもへの虐待に特

化されているのか、また、いじめは学校等での子ども同士のいじめに特化されているのか。学校の先生による子どもへのいじめや、施設の指導員による子どもへの虐待も報道等では騒がれているが、京都市のこの条例、また施策ではどうか。それから、資料４－２で、薬事法違反や児童買春・児童ポルノは全国の統計が掲載されている。京都市も同じ傾向という理解で良いか。条例の議論であるので、全国の問題と京都市の問題が混じってはいけないと思う。

事務局

児童虐待については、施策としては施設内虐待の状況を毎年公表するなど行政として取組を行っているが、この条例上は、児童虐待防止法に規定する虐待と規定し、保護者から子どもへの虐待としている。いじめについても、条例上は、育ち学び施設、いわゆる学校等における子ども同士のいじめを対象としている。

薬事法違反及び児童買春・児童ポルノの統計については、資料作成に当たり各種統計を調べたが、京都市に特化した統計データがなかったため、全国統計を資料としてお示ししており、御理解いただきたい。全国と京都市で傾向に大きな違いはないと認識している。

会長

貴重な御意見をたくさんいただいた。こうした意見をもとに、１年間、皆様と一緒に議論していきたい。

(3) 平成２５年度「実践推進者表彰」について

事務局

（資料６に沿って説明）

実践推進者表彰は、平成２３、２４年度と過去２回実施してきた。２４年度に一度見直しを行っているため、今回の事務局案としては、昨年度と同様に実施していきたいと考えている。

会長

御意見や御質問等はあるか。

委員

この表彰制度は、一つには頑張っていることを顕彰すること、また一つには憲章の趣旨を広めることが目的であると思う。今年度はこれで良いが、表彰することで憲章が市民に広がっていくよう、選考の仕方などを含めて、表彰のあり方について、今後考えていかなければならないと思う。

会長

本件については、スケジュールの都合上、本日方針を決定して速やかに募集に入っていくため、御意見のある方は、この場でお願いしたい。ただいま委員から御意見もあったが、何か改善できる場所があれば、意見を踏まえ、改善していくということで良いか。

事務局

御指摘も踏まえ、選考基準のところに挙げている、憲章の普及に直接貢献いただいている団体等も表彰の対象にしていきたい。8月中旬以降に周知していく。

(4) その他

会長

全体を通して、御意見等はあるか。

副市長

活発な御意見をいただき、心強く感じた。私から3点申し上げる。

まず、憲章の普及には3通りあると思う。憲章を知らない方に憲章の存在そのものを広めていくこと、憲章の文言そのものを唱和したりすることで広めていくこと、そして、憲章が掲げる理念、一言で言うと「子どもに対して恥ずかしいことはしないでおこう」ということになるが、この理念が浸透していくこと。それら全てを含めて、憲章の普及であると思う。この3つはどれが欠けてもいけないもので、同じように進めていくことが大切である。表彰についても、そうしたことを広げていくツールとして顕彰するもので、各団体や区から掘り起こしていくことが大事であると思う。

2つ目として、広報の対象は誰かという御意見や、PTAをはじめとする保護者にどのように広げるかという御意見があったが、忘れてはいけないのは、この憲章に無関係な市民はいないということである。子育て世代をいかにフォローしていくのか、周囲の方がどう支えるのかということも含めて、憲章の実践につながっているということを忘れてはいけない。また、企業として子育て世代を支援するためにどんなことができるのか、あるいは、行政でも保健福祉局や教育委員会だけでなく、例えば都市計画局や交通局といった各部局もそれぞれの立場で、どのように貢献していけるのかということと一緒に考えていかなければならないと思う。

最後に、私の個人的な感想になるが、愛称募集については大賛成である。愛称募集をすることで、愛称を考えるために憲章を読んでいただくきっかけにもなり、普及に役立つ良い御意見とお聞きしていた。

会長

本日は、たくさんの貴重な御意見を頂戴した。頂戴した御意見を踏まえ、事務局とも調整して、今回の会議につなげていく。引き続き、皆様の御意見をお聞きしながら、1年間しっかりと取組を進めていきたい。

子育て支援政策監

本日は、皆様から活発な御議論をいただいた。委員の御意見にもあったように、条例見直しが最終目的ではなく、憲章の理念がどこまで多くの方に理解され、実践につながっていくかということが、私どもが常々考えているところである。これからもよろしくお願いしたい。